

別表 1

区域 番号	区域名	町丁字名（５０音順）	人数
１	後潟	後潟、小橋、四戸橋、左堰、六枚橋	１
２	奥内	飛鳥、内真部、奥内、清水、瀬戸子、西田沢、前田	１
３	油川 ※旧青森市 含む	青葉、青柳、旭町、油川、浦町、奥野、勝田、金沢、合浦、北金沢、栄町、 新町、茶屋町、中央、堤町、長島、浪打、橋本、羽白、花園、古川、本町、 松原、港町、安方	１
４	新城	石江、岡町、新城、鶴ヶ坂、戸門、富田、三好	１
５	滝内	岩渡、沖館、久須志、里見、三内、篠田、千刈、千富町、浪館、浪館前田、 西滝、新田、孫内、柳川	１
６	大野	大野、桂木、西大野、東大野、細越、緑、安田	１
７	高田	大谷、小畑沢、小館、高田、入内、野沢	１
８	荒川	荒川、上野、大別内、金浜、第二間屋町、野木、ハツ役	１
９	横内	牛館、大矢沢、御町、幸畑１～５丁目、合子沢、新町野、間屋町、野尻、 妙見、雲谷、横内、四ツ石	１
10	筒井	大字幸畑、桜川、田茂木野、筒井、浜田	１
11	浜館	赤坂、岡造道、けやき、駒込、小柳、沢山、自由ヶ丘、田屋敷、月見野、 佃、造道、戸山、中佃、虹ヶ丘、浜館、はまなす、東造道、古館、蛭沢、 松森、南佃、本泉、八重田、矢作	１
12	原別	泉野、後菰、桑原、諏訪沢、平新田、築木館、戸崎、原別、矢田前、八幡 林	１
13	東岳	三本木、滝沢、馬屋尻、宮田、矢田	１
14	野内	浅虫、久栗坂、野内	１
15	浪岡	王余魚沢、五本松、浪岡	１
16	大杉	杉沢、高屋敷、大釈迦、徳才子、長沼、福田	１
17	女鹿沢	下十川、増館、女鹿沢	１
18	野沢	郷山前、下石川、銀、樽沢、吉野田	１
19	五郷	相沢、北中野、吉内、細野、本郷	１

青森市農地利用最適化推進委員募集要項

１ 募集人員 １９人

後潟、奥内、油川、新城、滝内、大野、高田、荒川、横内、筒井、浜館、
原別、東岳、野内、浪岡、大杉、女鹿沢、野沢、五郷の19地区※に各１名

※詳細は、別表１参照

２ 業 務

担当する区域において、次の農地等の利用の最適化の活動等を行います。

- （１） 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、担い手への農地利用集積・
集約化を進めます。
- （２） 農業委員と連携して農地パトロール等を行い、遊休農地の発生防止と解消
に取り組みます。
- （３） 新規就農者への農地の斡旋等支援により参入を促進するとともに、地域の
相談相手として就農後のフォローをし、育成していきます。

農地等の利用の最適化とは、

- ① 担い手への農地等の利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

３ 任 期

令和９年４月上旬から令和１２年３月３１日

４ 身 分

本市の特別職の非常勤職員

５ 報 酬

青森市特別職の職員の給与に関する条例に規定する額（月額報酬 41,400 円など）

６ 推薦及び応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

※以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

- （１） 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- （２） 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受け
ることがなくなるまでの方
- （３） 市外に住所を有する方（農業委員会が特に必要と認める場合を除く）
- （４） 本市の職員（地方公務員法第３条第３項に規定する特別職の職員である
者を除く）
- （５） 青森市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員である方又は
暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある方

7 募集期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月30日（金）まで

8 推薦及び応募方法

推薦又は応募する方は、以下の書類を提出してください。

○推薦を受ける場合

- ・一般推薦・・・「青森市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（一般推薦用）」
(様式第1号)
(一般推薦の場合は、2人の推薦人を記入してください。)
- ・団体推薦・・・「青森市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）」
(様式第2号)

○自ら応募する場合（一般募集）

「青森市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書」（様式第3号）

担当区域については、同時に複数の区域（第2希望まで）について推薦または応募が可能です。また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

所定の用紙は、次のページの場所に備え付けるほか、青森市の農業委員会ホームページからダウンロードできます。

[青森市ホームページ](#) ⇒ [市民のかた](#) ⇒ [産業・雇用](#) ⇒ [農林水産業](#) ⇒ [農業委員会](#)

9 受 付

令和8年9月24日（木）から令和8年10月30日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで、土日祝日は受付しません。

（1）持参の場合

所定の用紙に必要事項を記入の上、必要箇所について自署又は記名押印（※）し、下記へ直接提出してください。

（2）郵送の場合

所定の用紙に必要事項を記入の上、必要箇所について自署又は記名押印（※）し、下記へ郵送してください。

令和8年10月30日（金）【必着】

※氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

パソコン、ゴム印等の自署以外の場合は押印が必要です。

提出・郵送先	提出・郵送先住所
青森市農業委員会事務局（柳川庁舎3階）	〒038-8505 青森市柳川二丁目1-1
青森市農業委員会事務局分室（浪岡庁舎3階）	〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

10 公 表

募集の状況については、農業委員会等に関する法律に基づき、令和8年10月下旬に中間報告、令和8年11月上旬に募集結果を青森市の農業委員会ホームページ上に掲載予定です。

公表内容は、「青森市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（一般推薦用）」、「青森市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）」、又は「青森市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書」に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項です。

11 委員候補者の選考

青森市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会による選考を経て、委員候補者を決定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります）

委員候補者の選考結果については、推薦者（一般推薦の場合は、推薦者代表）、被推薦者及び応募者へ令和9年2月下旬に郵送で連絡予定です。

12 問い合わせ先

青森市農業委員会事務局（柳川庁舎3階）

〒038-8505 青森市柳川二丁目1-1 電話番号 017-761-4372

＜募集要項等備え付け場所＞

備え付け場所	所在地
市役所庁舎	本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎
市情報コーナー	西部（西部市民センター内） 東岳（東岳コミュニティーセンター内） 高田（高田教育福祉センター内） 油川（油川市民センター内） 荒川（荒川市民センター内） 横内（横内市民センター内）
市民センター	中央、東部、大野、戸山、北部、古川、沖館
支所	浜館、奥内、原別、後潟、野内
公民館	浪岡中央公民館
青森農業協同組合	本店、営農経済本部・東支店、大野支店、中央営農センター、浪岡支店
土地改良区	中部、北部、第二北部、奥内、浪岡川